平成２８年（フ）第７０号
新潟県村上市飯野１丁目５番11号
破産者　佐野　雅昭
1　決定年月日　平成29年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２８年（フ）第８０号
新潟県岩船郡関川村大字中束1195番地
破産者　近　　洋助
1　決定年月日　平成29年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２８年（フ）第８９７号
名古屋市熱田区野立町１丁目３番地　コーポ飛馬201号
破産者　桑山　育美（旧姓川松）
1　決定年月日　平成29年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３５４号
名古屋市港区十一屋３丁目210番地　ウィペット・スクエア３Ｈ号
破産者　堀内　綾子
1　決定年月日　平成29年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３５６号
名古屋市中村区太閤１丁目15番22号　プレスイン名駅南２Ａ号
破産者　佐々木　修
1　決定年月日　平成29年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５２７号
名古屋市中川区一色新町３丁目912番地
パーム　スプリングス303号
破産者　森　　政昭
1　決定年月日　平成29年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５５２号
愛知県北名古屋市六ツ師松戸96番地４
破産者　三浦　正和
1　決定年月日　平成29年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７１５号
名古屋市港区小碓１丁目457番地の１　パークハイム美咲Ａ棟201号
破産者　田部井恒一
1　決定年月日　平成29年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９６４号
名古屋市守山区大森５丁目2212番地　ハートイン大森306号室、住民票上の住所名古屋市西区枇杷島２丁目３番22号
破産者　道元　宏成
1　決定年月日　平成29年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３号
名古屋市西区栄生１丁目29番10号
破産者　榊原　礼二
1　決定年月日　平成29年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６号
名古屋市東区砂田橋１丁目１番３－612号
サンコート砂田橋
破産者　藤井　博文
1　決定年月日　平成29年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５４号
名古屋市緑区曽根１丁目133番地（メゾン曽根405号）
破産者　酒井　裕司
1　決定年月日　平成29年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８０号
大阪府松原市天美東２丁目136番地の３　松原天美アーバンコンフォート1112号室、開始決定時の住所京都府宇治市木幡御蔵山39番地の448
破産者　石黒喜代美こと　石黒　清美
1　決定年月日　平成29年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６３０号
兵庫県尼崎市武庫川町４丁目45番地の１
破産者　田中　規子
1　決定年月日　平成29年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７０号
和歌山市田中町５丁目３番地14　ファミール壱番館404号
破産者　サン・ロッシュこと　津田　紀子
1　決定年月日　平成29年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３８５号
和歌山県紀の川市東野50番地２
破産者　パン工房ぶりりあんとこと　髙居　保之
1　決定年月日　平成29年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第６７１号
広島県東広島市八本松町飯田778番地７、開始決定時の住所広島県東広島市西条町寺家4593番地３グリーンコーポ２号
破産者　加藤　　優
1　決定年月日　平成29年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２７８号
長崎県長崎市稲佐町38番29号
破産者　入江須美子
1　決定年月日　平成29年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３１号
長崎県長崎市銭座町11番19号
破産者　西原　司郎
1　決定年月日　平成29年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係